

大和市心身障害児者処遇委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第7号

大和市心身障害児者処遇委員会規則を廃止する規則

大和市心身障害児者処遇委員会規則（昭和60年大和市規則第30号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。